

2021年度第二回通常国会における第四回本会議



2021年11月10日、国会議事堂本館にある衆議院の本会議場においてチュアン衆議院議長は、2021年度第二回通常国会における第四回本会議を主宰しました。同会議の議長は、スチャート・タンチャロエン（H.E. Mr. Suchart Tancharoen）第一副議長及びスパチャイ・ポース（H.E. Mr. Supachai Phosu）第二副議長と交代しました。本会議の審議事項は、以下の通りです。



委員会審議終了法案：

1. 「仏暦…年 刑事手続きにおける証人保護に関する法案」：この法案は2021年11月3日の第二読会において逐条審議されました。引き続き、第三読会において可否決定が行われ、賛成276票で可決されました。

2. 「仏暦…年 刑法の一部を改正する法案」（内閣提出）：この法案は特別委員会において審議され、以下が留意点として確認されました。

2.1 罪を犯しても刑罰の執行を受けなくてもよい子どもの年齢は、12歳とされるべきということ。それは、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの発達に適合するためです。

2.2 少年事件手続きにおける最も重要な点は、少年の更生支援や青少年の健全な育成、再犯防止です。関係省庁が少年法や少年被害者の精神的被害の回復への支援に関する職員能力の開発もしくは養成を促すべきです。

第三読会において、本法案は賛成 3 1 5 票で、その留意点については、賛成 3 1 1 票で可決されました。

緊急審議：

1. 「仏暦…年法務省公務員法の一部を改正する法案」（内閣提出）：ウィッサヌ・クルアガーム (Wissanu Krea-ngam) 副首相より、法案の趣旨及び概要について「今回は、憲法第 1 9 0 条の規定に基づいた仏暦 2 5 5 3 年（2 0 1 0 年）法務省公務員法の改正だ。改正の重要点は、裁判官が、国王の解任勅命により退任する場合と参議院の解任議決により退任することを廃止することである」との説明がありました。

第一読会において、本法案は賛成 2 9 5 票で可決されました。本法案の内容の精査や修正のため、7 日間以内に 25 名の委員で構成される審議委員会が設立されることとなりました。



2. 「仏暦…年 少年家庭裁判所及び少年家事事件手続法の一部改正する法案（第…号）」（内閣提出）：ウィッサヌ・クルアガーム (Wissanu Krea-ngam) 副首相より、法案の趣旨及び概要について、「今回は、法務省公務員法案と同様に、仏暦 2 5 6 0 年憲法第 1 9 0 条の規定に基づいた少年家庭裁判所における裁判員の解任に関する規定の修正だ」との説明がありました。

第一読会において、本法案は賛成 300 票で可決されました。本法案の内容の精査や修正のため、7 日間以内に 25 名の委員で構成される審議委員会が設立されることとなりました。

3. 「仏暦…年 労働裁判所設立及び労働審判手続法の一部改正する法案（第…号）」（内閣提出）：ウィッサヌ・クルアガーム (Wissanu Krea-ngam) 副首相より、法案の趣旨及び概要について、「今回は、憲法第 1 9 0 条の規定に基づいた労働裁判所における裁判員の解任に関する規定の改正だ」との説明がありました。

第一読会において、本法案は賛成 290 票で可決されました。本法案の内容の精査や修正のため、7 日間以内に 25 名の委員で構成される審議委員会が設立されることとなりました。

4. 「仏暦…年 知的財産・国際取引中央裁判所設立及び知的財産・国際取引事件手続き法の一部改正する法案（第…号）」：ウィッサヌ・クラアガーム (Wissanu Krea-ngam) 副首相より、法案の趣旨及び概要について、「今回は、憲法第 190 条の規定に基づいた知的財産・国際取引中央裁判所における裁判員の解任に関する規定の修正だ」との説明がありました。

第一読会において、本法案は賛成 292 票で可決されました。本法案の内容の精査や修正のため、7 日間以内に 25 名の委員で構成される審議委員会が設立されることとなりました。

5. 「仏暦…年 不要もしくは重複法律廃止法の一部改正する法案」（内閣提出）：ウィッサヌ・クラアガーム (Wissanu Krea-ngam) 副首相より、法案の趣旨及び概要について、「今回は、仏暦 2558 年（2015 年）不要もしくは重複法律廃止法と、仏暦 2560 年不要もしくは重複法律廃止法（第 2 号）を 7 本改正するのだ」との説明がありました。

第一読会において、本法案は賛成 305 票で可決されました。本法案の内容の精査や修正のため、7 日間以内に 25 名の委員で構成される審議委員会が設立されることとなりました。

6. 参議院により修正された「仏暦…年 陸上交通法の一部改正する法案の審議について

同法案は衆議院において可決され、参議院へ送付されました。参議院での再検討の上、修正議決されました。憲法第 137 条（3 項）に基づき、再審議を行うために、衆議院へ返付されました。

衆議院は、参議院の回付案に対して 291 票で否決しました。同法案の再審議と決議のため、20 名の委員で組織される合同委員会もしくは両院協議会が設置されることとなりました。

情報提供：衆議院事務局 | 広報部 | マスメディア課

翻訳：衆議院事務局 | 外国語支援部 | 日本語通訳・翻訳担当課 | タカウット ミクワン (No.65-7)